

公益財団法人教育資金融資保証基金

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について

当基金は、国と特に密接な関係がある公益法人（密接公益法人）に該当しません。

- ① 国から給付金を受けていません。
- ② 法令等の規定に基づく指定等による国の事務又は事業を行っていません。